

やまだの保育

2011年 保育士試験（筆記試験） 問題・正答・「やまだの保育」の解説
＝ (2) 児童福祉 編 ＝

掲載日：2011年10月1日

- ★ 問題文は、「やまだの保育」による複製であり、番号や数値等の表記を一部加工しています。
- ★ 筆記試験の問題・正答・解説の構成は、以下の通りです。
 - (1) 社会福祉編, (2) 児童福祉編, (3) 発達心理学・精神保健編, (4) 小児保健編,
 - (5) 小児栄養編, (6) 保育原理編, (7) 教育原理・養護原理編, (8) 保育実習理論編
- ★ 全国保育士養成協議会は、以下を「不適切問題」として発表しました。(2011年9月20日現在)
 - ① 小児保健: 問 7
(理由)「選択肢④が曖昧な表現であることから、受験者全員を正解とします。」
 - ② 小児保健: 問 14
(理由)「選択肢③が曖昧な表現であることから、受験者全員を正解とします。」

(2) 児童福祉 編 (20 問)

問 1

次の文は、明治時代後期においてわが国の児童福祉の進展に貢献した歴史上の人物に関する記述である。()にあてはまる人物名として正しいものを一つ選びなさい。

プロテスタントである()は、1899(明治 32)年、東京市郊外巣鴨に家庭舎方式の私立感化院「家庭学校」を設立した。()は北海道空知集治監の教諭師としての体験と自らのアメリカ留学での研究から、犯罪者となる要因がその少年時代にあり、そこに着目して感化教育事業を行わない限り成人の犯罪は少なくならないとして、犯罪を犯した少年に良い環境と教育を与えることによって感化する感化院の設置を主張した。これらの活動が契機となって、1900(明治 33)年、感化法が成立した。

- ① 留岡 幸助
- ② 徳永 恕
- ③ 倉橋 惣三
- ④ 石井 十次
- ⑤ 糸賀 一雄

【正答】

- ①: ○ × × × ×

【「やまだの保育」の解説】

①:○

・「留岡幸助」(1864～1934)の生涯が映画化され、2011年4月9日(土)よりロードショー(東京都、名古屋市他)されて、話題になりました。このことを知っていたら、なんでもない問題であったと思います。

・作品名 : 「大地の詩-留岡幸助物語-

・監督 : 山田火砂子

・出演 : 村上弘明 工藤夕貴

◎参考として、近年に映画化された主な社会事業家を挙げますと、以下の通りです。

(1)1988年 「死線を越えて～賀川豊彦物語」

製作・山田火砂子 原作・賀川豊彦／武藤富男

脚本・高田宏治／山田典吾 監督・山田典吾

出演・国広富之 黒木 瞳 松原千明 長門裕之 橋本功 小倉一郎 大村 昆

(2)2004年 「石井のおとうさんありがとう-岡山孤児院・石井十次の生涯-

監督・製作総指揮 山田火砂子

原作・横田 賢一「岡山孤児院物語」(山陽新聞社刊)

脚本 青木邦夫 松井稔 山田火砂子 音楽・石川鷹彦

プロデューサー 井上真紀子 永井正夫

出演・松平 健 永作博美 辰巳琢郎 竹下景子 ケーシー高峰 小倉一郎

(3)2007年 「筆子・その愛-天使のピアノ-

監督 山田火砂子

出演・常盤貴子 (石井筆子) 市川笑也 (石井亮一) 渡辺梓 (藤間サト) 星奈優里 田島寧子

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 2

次の【I群】の法律等の名称と【II群】の文を結びつけた場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

【I群】

- A. 児童福祉法
- B. 児童憲章
- C. 児童の権利に関する宣言
- D. 児童の権利に関する条約

【II群】

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

ア. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

イ. 児童は、あらゆる状況にあつて、最初に保護及び救済を受けるべき者の中に含まれなければならない。

ウ. 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

エ. すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

(組み合わせ)

ABCD

- ①アウエイ
- ②イエウア
- ③ウアイエ
- ④エアイウ
- ⑤エウアイ

【正答】

④: × × × ○ ×

【「やまだの保育」の解説】

④: ○

A児童福祉法＝エすべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

・児童福祉法は、1947年12月に制定され、1948年1月から施行されました。

・児童福祉法第1条第2項において、「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と定められています。

B児童憲章＝アすべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

・児童憲章は、日本国憲法第25条および児童福祉法第1条の権利の保障の理念を具現化したもので、1951年5月に制定されました。

・児童憲章において、「12 すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。」と定められています。

C児童の権利に関する宣言＝イ児童は、あらゆる状況にあつて、最初に保護及び救済を受けるべき者の中に含まれなければならない。

・児童の権利に関する宣言(児童権利宣言)は、1959年に、ジュネヴァ児童権利宣言の修正として国連で採択されました。

・第8条において、「児童は、あらゆる状況にあつて、最初に保護及び救済を受けるべき者の中に含まれなければならない。」と定められています。

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

D児童の権利に関する条約＝ウ締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

・児童の権利に関する条約は、1989年に国連で採択され、日本は1994年4月に批准しました。

・児童の権利に関する条約第6条第1項において、「締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。」と定められています。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問3

次の文は、児童の年齢や範囲に関する記述である。最も適切な記述を一つ選びなさい。

- ①「児童の権利に関する条約」では、わが国における18歳未満で結婚した女子も、児童とされている。
- ②「日本国憲法」では、第27条第3項で、勤労の権利に関して『児童は、これを酷使してはならない。』としている。
- ③「母子保健法」では、児童を「児童福祉法」と同じく、乳児、幼児及び少年の3つに分けている。
- ④「児童福祉法」では、乳児とは満2歳に満たないものとされている。
- ⑤「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(いわゆる認定こども園法)では、第2条第1項で、子どもとは『満3歳以上小学校就学の始期に達するまでの者』とされている。

【正答】

②: × ○ × × ×

【「やまだの保育」の解説】

①: ×

・児童の権利に関する条約第1条において、「この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。」と定められています。また、「18歳未満で結婚した女子」は、民法753条において、婚姻による成年擬制(未成年でも婚姻すれば成年と同じように行為能力者とみなすこと)として、「成年」とみなされます。したがって、設問の「児童とされている」は誤りです。

②: ○

・日本国憲法第27条において、労働の権利義務(第1項)、労働条件の基準(第2項)、児童酷使の禁止(第3項)が、定められています。なお、労働基準法では、15歳未満の児童を労働者として雇うことを原則として禁止しています。

③: ×

・母子保健法では、「乳児」(1歳に満たない者)と「幼児」(満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者)に区分している。一方、児童福祉法では、「乳児」(満1歳に満たない者)、「幼児」(満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者)、「少年」(小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者)

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

に区分しています。したがって、設問の「児童福祉法」と同じくは誤りです。

④: ×

・児童福祉法第4条第1項第2号において、「幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者」と定められています。したがって、設問の「満2歳」は誤りです。

⑤: ×

・認定こども園法第1条第1項において、「この法律において「子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。」と定められています。したがって、設問の「満3歳以上」は誤りです。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問4

次の文は、「児童福祉法」第6条の記述である。()にあてはまる語句として正しいものを一つ選びなさい。

この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に()する者をいう。

- ①養護
- ②養育
- ③監護
- ④育成
- ⑤監督

【正答】

③: × × ○ × ×

【「やまだの保育」の解説】

◎児童福祉法第6条において、「この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。」と定められています。

◎なお、「監護」に関しては、民法820条では、監護・教育の権利義務として、「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」と定められ、親権を持つ親は、この監護権と子供の財産の保護管理権を持ちます。また、児童虐待防止法第2条第1項では、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。」と定められています。

3: ○

「この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に【監護】する者を

いう。」

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 5

次の文は、母子保護にかかわる「児童福祉法」第 23 条第 1 項の一部である。(A)・(B)にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

都道府県等は、それぞれの設置する(A)の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を(B)において保護しなければならない。

(組み合わせ)

A・・・B

- ①福祉事務所・・・母子寮
- ②福祉事務所・・・母子生活支援施設
- ③福祉事務所・・・婦人保護施設
- ④児童相談所・・・母子生活支援施設
- ⑤児童相談所・・・婦人保護施設

【正答】

②: × ○ × × ×

【「やまだの保育」の解説】

◎児童福祉法第 23 条第 1 項の規定は、以下の通りです。

「都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の適用等適切な保護を加えなければならない。」

◎福祉事務所とは、社会福祉法第 14 条に規定されている「福祉に関する事務所」をいい、福祉 6 法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を司る第一線の社会福祉行政機関で、都道府県及び市（特別区を含む。）は設置が義務付けられ、町村は任意で設置することができます。1993 年 4 月には、老人及び身体障害者福祉分野で、2003 年 4 月には、知的障害者福祉分野で、それぞれ施設入所措置事務等が都道府県から町村へ移譲されたことから、都道府県福祉事務所では、従来の福祉 6 法から福祉 3 法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法）を所管することとな

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

りました。

◎母子生活支援施設とは、児童福祉法第 38 条に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設である。児童(18 歳未満)及びその保護者(配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子)が対象であるが、児童が満 20 歳に達するまで引き続き在所させることができます。

◎なお、児童相談所は、児童福祉法第 12 条に基づいて、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関です。また、婦人保護施設は、売春防止法第 36 条に基づいて、都道府県により設置される要保護女子を収容保護するための施設です。

②:○(A:福祉事務所, B:母子生活支援施設)

「都道府県等は、それぞれの設置する【A:福祉事務所】の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を【B:母子生活支援施設】において保護しなければならない。」

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 6

次の文のうち、保健所の主たる業務として「児童福祉法」に規定されていないものを一つ選びなさい。

- ①児童の保健について、正しい衛生知識の普及を図ること。
- ②児童の健康相談に応じ、又は健康診査を行い、必要に応じ、保健指導を行うこと。
- ③身体に障害のある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育について、指導を行うこと。
- ④児童福祉施設に対し、栄養の改善その他衛生に関し、必要な助言を与えること。
- ⑤学校教育に協力し、児童の健康の増進と発達の促進について助言すること。

【正答】

⑤:○○○○×

【「やまだの保育」の解説】

◎保健所は、従来は 1939 年に制定された保健所法を根拠としていたが、1994 年に保健所法を改正してできた「地域保健法」に基づいて、都道府県、政令指定都市、中核市その他指定された市又は特別区が設置することとされました。

◎児童福祉法第 12 条の 6 の規定は、以下の通りです。

第 1 項 保健所は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。

一 児童の保健について、正しい衛生知識の普及を図ること。

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

- 二 児童の健康相談に応じ、又は健康診査を行い、必要に応じ、保健指導を行うこと。
- 三 身体に障害のある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育について、指導を行うこと。
- 四 児童福祉施設に対し、栄養の改善その他衛生に関し、必要な助言を与えること。
- 第2項 児童相談所長は、相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、保健所に対し、保健指導その他の必要な協力を求めることができる。

①:○

・児童福祉法第12条の6第1項第1号の規定の通りです。

②:○

・児童福祉法第12条の6第1項第2号の規定の通りです。

③:○

・児童福祉法第12条の6第1項第3号の規定の通りです。

④:○

・児童福祉法第12条の6第1項第4号の規定の通りです。

⑤:×

・児童福祉法に設問の規定はありません。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問7

次の文は、放課後児童健全育成事業についての記述である。不適切な記述を一つ選びなさい。

- ①小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童を対象としている。
- ②全国的にみると、児童館の他、学校の空き教室等の施設を利用して行われることが多い。
- ③児童に適切な遊びと生活の場を与えて、健全な育成を図ることを目的としている。
- ④保育所の「待機児童問題」と同様に、特に都市部においては、現在「利用したいのに利用できない」という状況がある。
- ⑤父母が就労等により昼間家庭にいない児童だけに限らず、広くすべての児童を対象としている。

【正答】

⑤:○○○○×

【「やまだの保育」の解説】

◎1998年4月、児童福祉法に「放課後児童健全育成事業」(事業名は「放課後クラブ」)が明記されたことによって、公的な児童福祉事業となりました。次世代育成支援対策推進法による改正児童福祉法で、子育て支援事業(子育て家庭全てを対象)の一つとして位置づけられ、次世代育成支援対策推進法等によって市町村・都道府県に策定が義務付けられた「地域行動計画」には、学童保育の整備計画

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

を含めることが求められています。

◎「放課後児童健全育成事業」は、児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童(放課後児童)に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とするものです。

・実施主体は、市町村、社会福祉法人、父母会、運営委員会などです。

・実施場所は、児童館、学校の余裕教室、学校敷地内専用施設などです。

・事業内容は、①放課後児童の健康管理、安全確保、情緒の安定、②遊びの活動への意欲と態度の形成、③遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと、④放課後児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡、⑤家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援、⑥その他放課後児童の健全育成上必要な活動、とされています。

◎「2010年 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(5月1日現在)」によれば、全国19,946か所、登録児童数は814,439人で、運営主体別数では公営8,286か所・民営11,660か所、となっています。

①:○

・上記の通りです。

②:○

・上記の通りです。

③:○

・上記の通りです。

④:○

・2010年の「子ども・子育てビジョン」においては、放課後児童クラブについても5年後の新たな目標値を設定しているが、放課後児童クラブへのニーズは依然として高い状況にあり、希望してもクラブを利用できない児童(いわゆる待機児童)は、2010年5月現在で約8千人に上っています。また、待機児童そのものを把握していないクラブも存在しているのが現状です。

5:×

・上記の通り、「保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童(放課後児童)が対象」とされていますので、設問の「対象」は誤りです。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問8

次の文は、「児童福祉法」における児童福祉の費用に関する記述である。適切な記述を一つ選びなさい。

①保育に関する費用について、市町村長は、本人又はその扶養義務者から、その家庭の家計に与える影響を考慮して、児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

- ②児童相談所が行う児童福祉施設への入所にかかわる費用は、措置制度であるため、保護者が費用を負担することはない。
- ③児童相談所が被虐待児童を一時保護する場合の費用は、国がすべて支弁する。
- ④都道府県は、市町村が私立の保育所において保育を行ったときは、その費用の2分の1を負担しなければならない。
- ⑤ 児童委員に関する費用は、市町村がすべて支弁する。

【正答】

①: ○ × × × ×

【「やまだの保育」の解説】

①: ○

・児童福祉法第56条第3項において、「保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育所における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。」と定められています。

②: ×

・児童福祉法第49条の2において、措置費は国が支弁するとされていますが、第56条第1項において、「厚生労働大臣は、本人又はその扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、都道府県知事の認定するその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。」と定められています。したがって、設問の「保護者が費用を負担することはない」は誤りです。

③: ×

・児童福祉法第50条において、「次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。」とされ、第50条第8号で「一時保護に要する費用」と定められています。したがって、設問は「国」ではなく「都道府県」が正しい。

④: ×

・児童福祉法第51条において、「次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。」とされ、第51条第4号で「都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用」と定められています。したがって、設問は「都道府県」ではなく「市町村」が正しい。

⑤: ×

・児童福祉法第50条において、「次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。」とされ、第50条第2号で「児童福祉司及び児童委員に要する費用」と定められています。また、第53条において、「国庫は、第50条（第1号から第3号まで、第5号の2、第6号の2及び第9号を除く。）及び第51条（第3号及び第5号から第10号までを除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その2分の1を負担する。」と定められています。したがって、設問は、「市町村がすべて支弁する」ではなく、「都道府県が1/2を支弁する」が正しい。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 9

次の文のうち、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会が平成22年7月に発表した「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第6次報告)」に示された内容として、正しいものを一つ選びなさい。

- ①死亡事例は、平成19年度に比して平成20年度は減少している。
- ②平成20年度に死亡した子どもの人数は、100人を超えている。
- ③平成20年度に「心中以外」の虐待で死亡した子どものおおむね3割が、3歳未満児である。
- ④平成20年度に「心中(未遂を含む)」によって死亡した子どもの人数は、「心中以外」で死亡した子どもの人数の半数以下である。
- ⑤平成20年度に「心中以外」で死亡した事例の養育者の状況は、「実父母」である割合が、半数を超えている。

【正答】

②: × ○ × × ×

【「やまだの保育」の解説】

①: ×

・死亡事例は、2007年度は90事例・114人であったが、2008年度は107事例・128人であったで、設問の「減少している」は誤りです。

②: ○

・2008年度に死亡した子どもの人数は、128人でした。

③: ×

・「心中以外」の事例は64事例・67人であり、そのうち0歳が39人(59.1%)、1歳と2歳が4人(6.1%)、3歳が3人(4.5%)であり、0歳が半数以上を占めていた」ので、おおむね65%が3歳未満児であったので、設問の「3割」は誤りです。

④: ×

・「心中(未遂を含む)」によって死亡した子どもは34事例・53人で、「心中以外」で死亡した子どもは56事例・61人であったので、設問の「半数以下」は誤りです。

⑤: ×

・「主たる加害者は、判明しているものとみると、心中以外」の事例では、実母が36人(59.0%)で最も多く半数以上であり、次いで「実父」が10人(16.4%)、「実父母」が5人(8.2%)であったので、設問の「半数を超えている」は誤りです。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 10～問 11

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

次の保育士の支援に関わる【事例】を読んで、問 10～問 11 に答えなさい。

【事例】

Mちゃんは4歳です。1か月前に保育所に入所してきました。お母さんが一人で養育しています。お母さんは、働いていますが、収入が少ないので、生活保護を受けています。お母さんは、保育所の迎えの時間に遅れたり、急にMちゃんを休ませたりすることがあります。担当の保育士としては、Mちゃんの様子も暗いように感じ、どこか気になります。

問 10

次の文のうち、担当保育士が行う初期の対応として不適切な記述を一つ選びなさい。

- ①Mちゃんの様子や保育所での言動をていねいに観察する。
- ②「どこか気になる」という理由を、同僚や先輩、上司と話合ったり、文章に書き表したりするなどして、整理してみる。
- ③お母さんに声をかけて、Mちゃんが保育所を好きになれているか聞いてみる。
- ④お母さんに、「保育所の迎えに何度も遅れたり、急に休ませたりすることは不適切でネグレクトにあたります」と伝え、二度としないように注意する。
- ⑤要支援事例として要保護児童対策地域協議会で情報交換や協議をしてもらえるように、主任保育士や園長に相談する。

【正答】

④:○○○×○

【「やまだの保育」の解説】

◎保育士が行う初期の対応に関する出題

◎児童虐待防止法第5条第1項において、「学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」と定められています。なお、保育所は、児童福祉法第7条において、児童福祉施設と定められています。

◎「保育所保育指針解説書」における「児童虐待」の記述は、以下の通りです。

(1)第5章「健康及び安全」

・「子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会(以下「要保護児童対策地域協議会」という。)で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。」(p150)

(2)第6章「保護者に対する支援」

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

・「保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村と関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。」(p188)

①:○

・ポイント:「観察する」

・児童虐待の兆候をできる限り早くとらえるため、親や子どもの様子に注意を払うことが大切です。上記(1)では、「子どもの身体の状態、情緒面や行動、養育の状態等について、普段からきめ細かに観察することが必要です。」と解説されています。

②:○

・ポイント:「整理してみる」

・虐待を疑ったら、まずは職場で同僚や管理職に相談します。また、日常の保育における記録は重要ですが、特に虐待や特別配慮のいるケースでは大変重要となります。虐待の疑いのある子どもを発見したときは、虐待の疑いを持ったときから記録を残すことが大切とされています。

③:○

・ポイント:「お母さんに声をかけて」、「聞いてみる」

・上記(2)において、「何よりも重要なことは、常日頃、保護者との接触を十分に行い、保護者と子どもとの関係に心を配り、ソーシャルワークの機能を念頭に置いて、関係機関との連携のもとに、子どもの最善の利益を重視して支援を行うことです。そのことが保護者の養育に変化をもたらし、あるいは虐待の予防や養育の改善に寄与する可能性を広げます。」と解説されています。

④:×

・ポイント:「ネグレクトにあたります」、「二度としないように注意する」

・上記(1)において、「虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること」と定められ、「実際に不適切な養育が起こっていると疑われる場合や気になるケースを発見した時は、速やかに市町村や関係機関と連携を取ることが必要です。」と解説されています。設問のように直接に母親を非難し、注意することによって、問題が複雑化したり、さらに親子関係が悪化するなど、その後の関係修復が困難となる可能性が高くなるとされています。

⑤:○

・ポイント:「主任保育士や園長に相談する」

・「要保護児童対策地域協議会」(子どもを守る地域ネットワーク)とは、児童福祉法の改正により2005年4月より法定化された協議会で、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や保護を図るため、地域の関係機関や民間団体等が情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで援助していくためのネットワークです。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 11

その後、児童相談所から保育所に電話が入り、児童虐待の疑いがあるので、MちゃんとMちゃんのお

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

母さんについて、話を聞かせてほしいとの申し出がありました。次の文のうち、保育所の対応として、最も適切な記述を一つ選びなさい。

- ①電話での問い合わせには、一切応じられないと回答する。
- ②お母さんの了承がなければ問い合わせには応じられないと回答する。
- ③保育所として、適切に必要な内容のすべてを回答する。
- ④伝える内容をMちゃんのお母さんに確かめた上で回答する。
- ⑤虐待という重大な問題であるため、すべて園長ないし主任が対応すべきであり、担当保育士は、一切対応しない。

【正答】

③: × × ○ × ×

【「やまだの保育」の解説】

◎児童虐待の疑いがある場合の児童相談所と保育所の関係

・2007年1月23日に「児童相談所運営指針」が見直され、児童相談所に虐待通告がなされた際の安全確認について、「安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい。」と定められています。

◎通告（相談）する前に、組織として問題に対応することを確認し、子どもの名前や通告者の連絡先を明確にして通告することが大切とされています。特に、通告したことを保護者が知っているかどうかで、児童への介入の方法が変わる場合があるとされるので、保護者が知っているか否かを明確にする必要があるとされています。

①: ×

・児童虐待の通告を受けた児童相談所では、速やかに、通告者や関係機関からの情報収集、実地調査によって、子どもの安全確認と通告内容の事実確認、緊急保護の要否の判断を行います。情報収集への協力は必要です。虐待の対応は、市町村や児童相談所へ通告したら終わりではありませんので、設問は不適切な対応と言えます。

②: ×

・児童虐待防止法第6条第3項において、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合に通告することは、守秘義務違反にはならないと定められています。設問は不適切な対応と言えます。

③: ○

・児童相談所の安全確認は、必要に応じ、保育所の職員、近隣の住民などの協力を得て、子どもとの

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

面会などの方法で行われます。設問の対応は適切です。

④: ×

・通告されたことを保護者が知ることによって、子どもに危害が加えられる危険性が高まることあるとされています。設問は不適切な対応と言えます。

⑤: ×

・児童虐待防止法第 5 条第 1 項において、保育所の職員などの「個人」に加え、保育所などの「組織（団体）」についても、児童虐待の早期発見に努めなければならない義務が課されています。このことから、設問は不適切な対応と言えます。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 12

次の文は、2005(平成 17)年以降のわが国の保育の動向に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×をした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A. 保育所入所待機児童は減少傾向にあり、この問題はほとんど解消するに至っている。
- B. 保育士について、児童の保護者に対する保育に関する指導が業務として加えられた。
- C. 家庭的保育事業が「児童福祉法」において法定化された。
- D. 「保育所保育指針」が新たに厚生労働省雇用均等・児童家庭局局長通知として告示された。

(組み合わせ)

ABCD

- ①○○○×
- ②○○×○
- ③○×○×
- ④×○×○
- ⑤××○×

【正答】

⑤: ××××○

【「やまだの保育」の解説】

A: ×

・「2011 年版 子ども・子育て白書」(p71)によれば、「2010(平成 22)年 4 月には、保育所の定員が 215 万 7,890 人(対前年比2万 5,809 人増)となり、就学前児童の保育所利用児童割合(保育所利用児童数÷就学前児童数)も 32.2%(対前年比 0.9 ポイント増)となったところです。しかしながら、保育所の定員増にもかかわらず、保育所待機児童数については3年連続で増加し、2万 6,275 人(対前年比 891 人増)となっている。」とされています。したがって、設問の記述は誤りです。

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

B: ×

・従来、保育士の定義は、旧児童福祉法施行令(第13条第1項)において、「児童福祉施設において、児童の保育に従事する者を保育士といい」と規定されていたが、児童福祉法の改正により、2003年11月29日から、児童福祉法第18条の4に規定され、「保護者への保育に関する指導」が保育士の業務として新たに追加されました。したがって、設問の記述は、2005年以前のもので、誤りです。

C: ○

・保育ママは、2010年4月施行の改正児童福祉法により、家庭的保育事業として法定化されました。

D: ×

・2008年8月の「保育所保育指針解説書」によれば、「昭和40年に保育所保育のガイドラインとして制定された保育所保育指針(以下「保育指針」という。)は、平成2年、平成12年の改定を経て、このたび、3度目の改定が行われました。今回の改定により、保育指針は、これまでの局長通知から厚生労働大臣による告示となりましたが、このことは、保育所の役割と機能が広く社会的に重要なものとして認められ、それ故の責任が大きくなった証しでもあります。」とされています。したがって、設問の記述は誤りです。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 13

次の文は、児童厚生施設についての記述である。(A)～(C)にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な(A)を与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設である。児童館には、その規模や機能に応じて、小型児童館、児童センター、大型児童館、その他の4種別に分けられている。小型児童館は小地域を単位として児童の健全育成を図るもので、児童センターは、小型児童館の機能に加えて、児童の(B)のための機能が備えられている。大型児童館には3種別あり、そのうちA型は(C)が設置主体となるもので、小型児童館等の指導及び連絡調整等の役割を果たしている。

(組み合わせ)

A・・・B・・・C

- ① 学び・・・非行防止・・・国
- ② 遊び・・・体力増進・・・都道府県
- ③ 学び・・・宿泊訓練・・・国
- ④ 遊び・・・体力増進・・・国
- ⑤ 遊び・・・宿泊訓練・・・都道府県

【正答】

②: × ○ × × ×

【「やまだの保育」の解説】

◎「児童館の設置運営要綱」(2004年第8次改正)によれば、児童館の目的・種別は以下の通りです。

1. 目的

・児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設であって、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とするものであること。

2. 種別

(1) 小型児童館

・小地域の児童を対象とし、一定の要件を具備した児童館。

(2) 児童センター

・(1)の小型児童館の機能に加えて、児童の体力増進に関する指導機能を併せ持つ児童館。

(特に、上記機能に加えて、中学生、高校生等の年長児童(以下「年長児童」という。)の情操を豊かにし、健康を増進するための育成機能を有する児童センターを、「大型児童センター」という。)

(3) 大型児童館

・原則として、都道府県内又は広域の児童を対象とし、一定の要件を具備した児童館をいい、次のとおり区分する。

ア A型児童館

イ B型児童館

ウ C型児童館

(4) その他の児童館

・(1)、(2)及び(3)以外の児童館

◎A型児童館は、都道府県が設置および運営主体となるが、運営については民法法人、社会福祉法人およびその他の者に委託することができる者であること、とされています。

②: (A:遊び, B:体力増進, C:都道府県)

「児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な【A:遊び】を与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設である。児童館には、その規模や機能に応じて、小型児童館、児童センター、大型児童館、その他の4種別にわけられている。小型児童館は小地域を単位として児童の健全育成を図るもので、児童センターは、小型児童館の機能に加えて、児童の【B:体力増進】のための機能が備えられている。大型児童館には3種別あり、そのうちA型は【C:都道府県】が設置主体となるもので、小型児童館等の指導及び連絡調整等の役割を果たしている。」

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 14

次の文は、母子保健に関する記述である。誤ったものを一つ選びなさい。

①3歳児健康診査の実施主体は、都道府県である。

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

- ②平成17年～平成21年の1歳6か月児健康診査の受診率は、全国平均で毎年90%を超えている。
- ③妊娠の届出をすると、市町村から母子健康手帳が交付される。
- ④助産施設は、経済的理由によって入院助産を受けられない妊産婦を入所させて、助産を受けさせる児童福祉施設である。
- ⑤生後4か月を迎えるまでの乳児がいる家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業は、保健師・助産師・看護師のほか、幅広い人材によって行われる。

【正答】

①: × ○ ○ ○ ○

【「やまだの保育」の解説】

①: ×

・母子保健法第12条第1項第2号において、市町村は、「満3歳を超え満4歳に達しない幼児」の健康診査を行わなければならない」と定められています。したがって、設問の「都道府県」は「市町村」が正しい。

②: ○

・「2007年度 地域保健・老人保健事業報告の概況」によれば、幼児は、「1歳6か月児」約101万8千人、「3歳児」約100万7千人となっている。受診率は、「1歳6か月児」93.4%、「3歳児」90.1%となっている。乳児は、「3～5か月児」の受診実人員が約106万3千人で、受診率は94.6%となっています。

③: ○

・母子保健法第16条第1項において、「市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。」と定められています。

④: ○

・助産施設は、児童福祉法第7条および第22条第1項において、経済的理由によって入院助産を受けられない妊産婦を入所させて、助産を受けさせる児童福祉施設と定められています。

⑤: ○

・「乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン」において、「訪問者については、保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。なお、訪問者について市町村独自に専門職に限る等の資格要件を設けることは差し支えない。」と定められています。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 15

次の文は、現行の障害児福祉に関する記述である。正しいものを一つ選びなさい。

- ①保育に欠ける児童が障害児である場合は、都道府県の福祉事務所が、当該児童について保育所への入所措置をとる。

- ②都道府県は、身体障害児に対して療育手帳を交付する。
- ③児童相談所は、発達障害児の教育について相談があった場合、特別支援学校への就学を勧めることを原則としている。
- ④精神または身体に障害のあるすべての児童について、障害児福祉手当が支給される。
- ⑤知的障害児のための児童福祉施設には、入所施設のほか、通所施設がある。

【正答】

⑤: × × × × ○

【「やまだの保育」の解説】

①: ×

・児童福祉法第 24 条第 1 項において、「市町村長は保護者の労働又は疾病などの事由により、その監護すべき乳幼児又は 39 条第 2 項に規定があると認めるときは、それらの児童を保育所に入所させて保育しなければならない」と定められています。現行保育制度では、「都道府県」ではなく、「市町村」に保育所を整備して保育を実施する義務があるが、障害児保育をどう提供するかは、市町村長の裁量に委ねられています。このことが、現行制度の解決すべき大きな課題となっています。

②: ×

・都道府県は、身体障害者福祉法第 15 条に基づいて、設問の「療育手帳」ではなく、「身体障害者手帳」を交付します。療育手帳は知的障害者(児)に対して交付され、精神障害者手帳は精神障害者に対して交付されます。

③: ×

・「児童相談所運営指針」によれば、「児童相談所は、発達障害児に係る相談についても、必要に応じ、対応すべきものであるが、発達障害者(児)への専門的な相談援助、支援等は、発達障害者支援センターが担うことから、必要に応じて、児童相談所から同センターを紹介するなど同センターと適切な連携を図りつつ、発達障害児に対する相談援助に当たる必要がある。」と定められています。したがって、設問の記述は誤りです。

④: ×

・障害児福祉手当は、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令」に基づいて、精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳未満の者に月額 14,380 円が支給されます。したがって、設問の記述は誤りです。

⑤: ○

・児童福祉施設は、児童福祉法第 7 条において 14 種類が規定されており、運用上では 20 種類の施設(入所、入所・通所、通所、利用)に区分されています。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 16

次の文は、「母子及び寡婦福祉法」に関する記述である。適切な記述を ○、不適切な記述を × とした

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A. 父子家庭はこの法律の対象とはされていない。
- B. この法律において「児童」とは、20歳に満たない者をいう。
- C. 母子家庭の母には、その自立を図るために努力をすることが求められている。
- D. 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者及び寡婦に対して、その自立に必要な情報提供及び指導等を行う者を、婦人相談員という。

(組み合わせ)

ABCD

- ①○○○×
- ②○○×○
- ③×○○×
- ④××○×
- ⑤×××○

【正答】

③: ××○××

【「やまだの保育」の解説】

A: ×

・母子及び寡婦福祉法第6条第4項において、「この法律において「母子家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。」と定められています。したがって、設問の記述は誤りです。

B: ○

・母子及び寡婦福祉法第6条第2項において、「この法律において「児童」とは、20歳に満たない者をいう。」と定められています。

C: ○

・母子及び寡婦福祉法第4条において、「母子家庭の母及び寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならない。」と定められています。

D: ×

・母子自立支援員は、母子及び寡婦福祉法第8条第2項第1号において、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うこと。」と定められています。また、婦人相談員は、売春防止法第35条において、「要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに附随する業務を行うものとする。」と定められています。したがって、設問の「婦人相談員」は「母子自立支援員」が正しい。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

問 17

次の文は、わが国の児童福祉で用いられる用語に関する記述である。正しいものを一つ選びなさい。

- ①「保育単価」とは、保育所に入所した児童 1 人当たりの運営費の月額単価のことである。
- ②「情緒障害」とは、情緒面の統制について、医学的に見て回復不能な欠損がある状態を指す。
- ③「延長保育」とは、保育に欠ける児童を就学後も保育所で保育をすることを意味する。
- ④「主任児童委員」とは、母子生活支援施設において、母子の生活指導を行う者のことである。
- ⑤「特定妊婦」とは、妊娠中又は出産後 1 年以内の女子のことである。

【正答】

①: ○ × × × ×

【「やまだの保育」の解説】

①: ○

・認可保育園は、公費によって補助され、最低基準に従った保育を行った場合の保育運営コストとして、保育園児一人につき、保育単価に応じた金額が交付されます。

②: ×

・文部科学省 HP の「特別支援教育」において、「情緒障害とは、情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態をいいます。」と定義されています。したがって、設問の記述は誤りです。

③: ×

・「2009 年版少子化社会白書」によれば、「延長保育については、保護者の長時間の通勤等、長時間の保育に対する需要に対応するため、通常の開所時間(11 時間)を超えて保育を実施する事業であり、当該事業を実施している民間保育所に対して必要な補助を行っている。」とされています。したがって、設問の記述は誤りです。

④: ×

・児童福祉施設最低基準第 27 条第 1 項において、母子生活支援施設には、「母子支援員」(母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう)を置かなければならない。」と定められています。また、「主任児童委員」は、児童福祉法第 17 条第 2 項において、「児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員(主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。)との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。」と定められています。したがって、設問の「主任児童委員」は「母子支援員」が正しい。

⑤: ×

・「特定妊婦」とは、児童福祉法第 6 条の 2 第 5 項において、「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」と定められています。したがって、設問の記述は誤りです。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 18～問 20

次の【事例】を読んで、問 18～問 20 に答えなさい。

【事例】

P保育士は、保育所で仕事を始めたばかりである。初年度は、経験豊かなQ保育士とともに、年長児の担当をすることになった。P保育士は、保育所が実に(1)多様な家庭の子どもたちの保育をしていることを間もなく知った。たとえば、S児のお迎えがいつも高齢の方であることが気になり、Q保育士にその理由を尋ねると、S児は父子家庭の子どもで、父親が仕事で忙しいために、父親の実家の人が送迎をしてくれているのだと教えてくれた。T児は、保育所を休んだり、遅れて来たりすることが多い子どもである。T児についてもQ保育士に尋ねてみると、T児は母子家庭の子どもなのだが、母親がうつ病を患い、生活保護を受給しており、保育所でも今後どのように対応しようかと検討を重ねていると教えてくれた。U児は、少しおっとりした性格で、友だちから、からかわれることが多い。軽度の知的障害が疑われるが、まだ診断は受けていないという。家庭との連絡帳から、母親の「友だちとうまく遊べてないのではないか」「先生のいうことをちゃんと理解できているだろうか」など、(2)U児に対する不安な気持ちが強うかがわれる。こうしていろいろな家庭があることから、P保育士は、Q保育士に、「もっと積極的に保育所で(3)子育て支援ができないだろうか」と話してみた。

問 18

次の文は、下線部(1)多様な家庭にかかわる、近年の家庭生活の実態に関する記述である。正しいものを一つ選びなさい。

- ①「国民生活基礎調査」によれば、児童のいる世帯のうち、三世代世帯が占める割合は、近年、30%台が続いている。
- ②「平成 21 年人口動態統計」によれば、子どものいる夫婦が離婚する場合、夫よりも妻の方が子どもの親権を行うケースが圧倒的に多い。
- ③「平成 21 年度雇用均等基本調査」によれば、男女とも、育児休業を取得する割合は 50%を超えている。
- ④「平成 18 年度全国母子世帯等調査結果報告」によれば、母子世帯になった理由として最も多いものは、死別である。
- ⑤平成 21 年 11 月に厚生労働省が発表した数値によると、日本の「子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率」は、OECD(経済協力開発機構)の平均値よりも非常に低い水準にある。

【正答】

②: × ○ × × ×

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

【「やまだの保育」の解説】

①: ×

・「2010年国民生活基礎調査の概況」によれば、「児童のいる世帯は全世帯の25.3%で、世帯構造別では「夫婦と未婚の子のみの世帯」(児童のいる世帯の70.3%)、「三世帯世帯」(同18.8%)となっています。したがって、設問の「30%台が続いている」は「10%台が続いている」が正しい。

②: ○

・「2011年我が国の人口動態(2009年までの動向)」によれば、2009年では、「夫が全児の親権を行う」13.2%、「妻が全児の親権を行う」83.2%、「夫妻が分け合って親権を行う」3.6%、となっています。

③: ×

・「2009年度雇用均等基本調査」によれば、育児休業取得率は、女性85.6%、男性1.72%、となっています。したがって、設問の記述は誤りです。

④: ×

・「2006年度全国母子世帯等調査結果報告」によれば、母子世帯になった理由別の構成割合は、「離婚」79.7%、「死別」9.7%、「未婚の母」6.7%、となっています。したがって、設問の「死別」は「離婚」が正しい。

⑤: ×

・「子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率の公表について(2009年11月公表)」によれば、子どもがいる現役世帯の最新の相対的貧困率は、2007年の調査で12.2%(OECD平均12.4%)となっています。したがって、設問の「OECD(経済協力開発機構)の平均値よりも非常に低い水準にある」は誤りである。なお、大人が1人いる世帯の相対的貧困率は54.3%(同30.8%)、大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率は10.2%(5.4%)となっています。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 19

次の文は、下線部(2)U児に対する不安な気持ちに対して、P保育士がU児の母親に、まずはじめにどのように応答したらよいのかについての記述である。最も適切なものを一つ選びなさい。

- ①「U君は障害を持っています」と断言する。
- ②「お母さんの心配な気持ちはよくわかります」と伝える。
- ③「将来は何も問題がなくなります」を励ます。
- ④「病院でまだ診断を受けていないのは困りますね」と伝える。
- ⑤「まずは家族でよく話し合っ、その結果を必ず報告してください」と指導する。

【正答】

②: × ○ × × ×

【「やまだの保育」の解説】

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

◎母親の「不安な気持ち」への対応についての出題

◎「保育所保育指針解説書」-「第6章 保護者に対する支援」-「2. 保育所に入所している子どもの保護者への支援」-「(4) 障害や発達上の課題が見られる子どもとその保護者に対する支援」において、「子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。」と定められ、「保護者に対しては必要に応じて保育指導を行うとともに、他の子どもや保護者に対して、障害に対する正しい知識や認識ができるように支援する必要があります。」と解説されています。

①: ×

・ポイント:「障害を持っています」、「断言する」

・「軽度の知的障害が疑われるが、まだ診断は受けていない」という事実から、医療職でない保育士が障害を断言するのは、不適切な対応と言えます。

②: ○

・ポイント:「お母さんの心配な気持ちはよくわかります」、「伝える」

・母親の立場や心情を共感的に受け止め、傾聴することが大切であり、設問は適切な対応です。

③: ×

・ポイント:「将来は何も問題がなくなります」、「励ます」

・十分な情報を持たず、直面している問題や悩みを明確にできていない段階で、根拠のない励ましをすることは、不適切な対応と言えます。

④: ×

・ポイント:「病院でまだ診断を受けていないのは困りますね」、「伝える」

・「障害に対する正しい知識や認識ができるように支援する」ことが求められているのであり、母親の言動を非難したり、診察を強要することは、不適切な対応と言えます。

⑤: ×

・ポイント:「まずは家族でよく話し合って、その結果を必ず報告してください」、「指導する」

・問題解決に主体的に取り組むのは家族であるが、まずは母親の話を傾聴し、信頼関係の形成に努めながら、母親の求める支援や解決の求められる課題を明確にしていくことが必要です。話し合いを強要したり、結果の報告を指示するのは、不適切な対応と言えます。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 20

次の文は、下線部(3)の保育所で行う子育て支援の基本についての記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

A. 保育所は、単独で、保護者に対する相談支援を行ってはならない。その必要があるときは市町村または児童相談所に連絡をしなければならない。

B. 子育て等に関する相談支援にあたっては、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重

する必要がある。

C. 保育所における一時保育は、地域における子育て支援の一環として行われる。

D. 保育所に勤務する保育士は、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、助言を行うために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(組み合わせ)

ABCD

①○○○×

②○○×○

③×○○○

④×××○

⑤××××

【正答】

③: ××○××

【「やまだの保育」の解説】

◎保育所で行う「子育て支援」の基本についての出題

A: ×

・児童福祉法第48条の3第1項において、「保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。」と定められています。したがって、設問の記述は誤りです。

B: ○

・「保育所保育指針解説書」-「第6章 保護者に対する支援」-「1. 保育所における保護者に対する支援の基本」において、「(5) 子育て等に関する相談や助言に当たっては、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者一人一人の自己決定を尊重すること。」と定められています。(p178)

C: ○

・「保育所保育指針解説書」-「第6章 保護者に対する支援」-「3. 地域における子育て支援」において、「(1)-イ 一時保育」と明記されています。(p189)

D: ○

・児童福祉法第48条の3第2項において、「保育所に勤務する保育士は、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。」と定められています。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.